

日本村落研究学会会則

1993年10月 3日承認
1994年11月 2日改正

- 第一条 本会は日本村落研究学会（Japanese Association for Rural Studies、通称「村研」）と称する。
- 第二条 本会は、「村落社会研究会」を継承し、村落社会に関する各分野の研究者の交流をはかり、その成果を公表する場を用意するとともに、村落社会で生起する課題を解明し、村落社会研究の発展を期すことを目的とする。
- 第三条 本会は次の活動を行う。
(一) 大会、研究会の開催。
(二) 研究成果の刊行。
(三) 関連する他の学会や機関との交流。
(四) その他、本会の目的を達成するのに必要な活動。
- 第四条 本会に個人会員および機関会員をおく。
- 第五条 本会に入会しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。
- 第六条 会員は所定の会費を納める。継続して三年間会費を滞納したときは、原則として会員の資格を失う。
- 第七条 会員は理事会に申し出ることによって退会することができる。
- 第八条 通常総会は毎年一回開催するものとし、臨時総会は理事会の議を経て必要に応じて、会長が召集する。
- 第九条 総会は最高の決議機関である。総会の決議は、出席した会員の過半数による。
- 第一〇条 本会には理事、会長、副会長、事務局長および監事をおく。
理事は約二〇名とし、理事会を構成し、会務を執行する。
会長は本会を代表し、会務を統括する。
副会長は会長を補佐する。
事務局長は事務局を構成し、会の事務を執行する。
監事は会計を監査する。
- 第十一条 理事、監事は総会において選出される。会長、副会長は理事の互選によって選任し、総会に報告する。事務局長は理事を兼任する。
- 第十二条 理事の任期は二年とし、連続して三期以上務めることはできない。会長の任期は二年とし、再選は認めない。事務局長の任期は原則として一年とする。
- 第十三条 本会は第三条の活動を行うために、必要に応じて各種の委員会を設置することができる。委員は理事会が委嘱する。委員会の長は理事が務める。
- 第十四条 本会会則の改正は、理事会の提案もしくは会員の五分の一以上の提案により総会に提出できる。ただし、会則の変更は、総会において、出席した会員の三分の二以上の同意を必要とする。

以上

<会費細則>

会員は会費として、毎年四月に次の金額を納めなければならない。

会費 六〇〇〇円。ただし大学院生は四〇〇〇円とする。

<運用申し合わせ事項>

[役員・委員等の選出]

- ・理事は総会における選挙で一〇名を選び、残り一〇名ほどを地区割り、専門などを考慮し、新任理事が選出する。
- ・理事の一部は特定の会務を担当する（企画担当理事、編集担当理事など）。
- ・事務局長の選任方法は従来の慣行による。
- ・会計監事は前任事務局長が担当する。
- ・第一三条にもとづく現行の委員会は編集委員会、国際交流委員会および研究委員会である。また、国際交流委員のうち一名は国際農村社会学会（IRSA）のもとにあるアジア農村社会学会準備会（ARSWG）の組織委員を兼任する。
- ・研究大会実施にあたり、大会事務局を設ける。

[事務局代行事項]

- ・第五条にもとづく入退会の手続きは便宜上、事務局長の判断にゆだね、理事会はその結果の報告を受ける。

[大会テーマ]

- ・当分、特定の大会テーマを設けず、自由報告を重視する。
- ・複数の会員による自主的なグループ研究を奨励し、成果のあるものについては、そこでのテーマを全体のテーマとする。自主的な研究グループ（「～研究会」と称す）は構成員の募集と研究の経緯を「研究通信」を通じて会員に知らせることが望ましい。
- ・「研究委員会」は、大会および研究会のあり方を検討し、活動を推進する。

[編集委員会]

- ・編集委員会の内部に、「村研年報 編集委員会」と「村研ジャーナル 編集委員会」とを設ける。
- ・「村研年報」については企画機能を強めて編集・審査にあたる。
「村研ジャーナル」については投稿論文を中心とし、編集・審査にあたる。
- ・編集委員会は、次年度の年報のゆるやかなテーマを、大会時までに設定する。
- ・編集委員会は、自主的な研究グループ（研究会）の成果を重視し、それを年報として出すこともあり得る。
- ・編集委員会は、年報および研究通信の今後のあり方について検討する。